

## 清末・民国初期における一在地方有力者と地方政治

——上海県の《郷土史料》に即して——

佐藤 仁史

はじめに

明清史および中国近代史研究は、発展段階論に依拠しながらも中国独自の支配形態を追究しようとした七〇年代の「郷紳支配論」においても、あるいはまた階級的視点からはあまり重視されてきたとはいえない宗族などの多様な対象を核として統合される地域を説明しようとした八〇年代以降の「地域社会論」においても、その分析対象の中心はともに地方有力者層であった。<sup>(1)</sup>そしてそれらの研究にはその地方有力者層の在地におけるあり方を通してそこに内在する権力への視座が包含されていたように思われる。

清末・民国初期の地方政治における有力者層の動向については、これまでは地方自治制の導入の問題にからめて、いわゆる「自治機関」との関連で研究され、主として地方議会の制度面やそこに結集する「地域エリート」の構成

面が明らかにされてきた。<sup>(2)</sup>これに対し、近年では多様な諸政治主体が提携・衝突する相互関係の具体的な様相を追跡することで地方政治の全体像を再構築する試みがなされている。<sup>(3)</sup>しかし、それはまだ緒についたばかりで、理論・実証の両面においてなお不十分であり、地域の実状に即した事例研究の蓄積がさらに求められている。本稿ではこのような研究動向を踏まえて、上海県の有力者であった秦錫田（一八六一—一九四〇）<sup>(4)</sup>の言動を手懸りに新たな政治体制の構築という課題を抱えていた清末・民国初期の江南における政治変動の構造を考察する。

秦錫田は上海県陳行郷に生まれ、挙人の資格を有し官僚経験をもつ、いわゆる郷紳であった。清末宣統年間から一九一〇年代にかけて江蘇諮議局、陳行郷議事会、上海県議事会・参事会、江蘇省議会の議員を、二〇年代には上海県地方公款公産管理処総董を、三〇年代には上海慈善団をはじめとする慈善団体の董事を務めるなど、一貫して上海県を主な活動舞台とする地域社会の諸事業に尽力した。

ところで、秦錫田のような人物に関する情報については、従来地方志や新聞・雑誌などに簡単な記載が散見されるにとどまり、分析に耐えうる本格的な史料の存在はほとんど知られていなかった。だが、九〇年代に至り大陸で陸続として出版された新編地方志を通じて、様々な形で保存されてきた在地社会に関する原史料——それらは《郷土史料》と総称できる——の存在が明らかになり、さらにその一部が利用できるようになり始めた。秦錫田に関する《郷土史料》は新編地方志『上海市上海県志』（上海県志編纂委員会編、上海、上海人民出版社、一九九三年）がその編纂に際して依拠した主要な史料であり、それらは『享帚録』、『享帚統録』、『陳行郷土志』といった活字本ないしは石印本、『上海陳行秦氏支譜』、『梓郷雜録』といった印刷当時の関係者のみに配布された油印本、『秦硯畦先

生年譜簡録」といった個人蔵の摘抄本と多岐にわたっている。<sup>(5)</sup>かかる《郷土史料》を活用して清末・民国初期の在地社会の具体的態様を再現することの有効性を訴えるのも本稿のねらいとするところである。なお、本稿中の年月日に関しては、清代も民国初期もすべて陽曆に統一した。

### 一、江南農村部の有力者層と地方自治

秦錫田の出身宗族である陳行秦氏の有力者が一九世紀全般にわたって陳行郷で行った活動は福田清一氏の指摘する鎮董制の実態を反映している。<sup>(6)</sup>それは特に秦錫田の父秦榮光（一八四一—一九〇四）の活動に顕著であった。<sup>(7)</sup>鎮董は徴税などの行政機能を補完する半官的な性格を有しつつ地域の利害を代表してその要望の実現を官憲に働きかけるといふ、官と民との結節点としての役割を果たしてきた。この鎮董に当った階層が江南在地社会における地方自治運動を担う指導層に収斂されていくのである。清末・民国初期に陳行郷や三林郷、楊思郷の有力者層が行った地方公共事業は、鎮董としての秦榮光による慈善や教育などの諸事業を継承したものであった。<sup>(8)</sup>そこで以下、秦錫田の人脈に即して代表的な三名の人物を取り上げ、秦錫田の江蘇諮議局や各級議會等の場における提議や言動の背景となった人脈やその社会的存在を明らかにしておく。

胡祖徳（一八六〇—一九三九）は陳行郷の有力宗族胡氏出身の生員であった。胡氏は代々商業で名を馳せ、胡祖徳も商才によって家産を殖やしたため頗る裕福で、水利や橋梁建設などの土木工事、慈善事業、教育活動に関する寄付の依頼に率先して応じたという。秦榮光や秦錫田が行った地方公共事業の実務面を支えたのは彼であった。地方

自治制の導入に伴い陳行郷経董に選出された。<sup>(9)</sup>

趙履福（一八五三？—一九二四）は三林郷の有力宗族趙氏の出身で生員の資格を有した。三林郷における水利事業や学堂創設などの事業を早くから手懸けていたが、地方自治制の施行に当っては三林郷議事会議長や郷董を歴任した。任期中には自衛団の組織、救荒活動、有権者の調査等の三林郷政に尽力し、三林郷の諸事業を整備したとい<sup>(10)</sup>う。

湯学釗（一八五四—一九二九）は三林郷湯氏出身の商人で、三林塘鎮を主要な活動拠点とし、不動産業や布庄、米行、質屋、棺材屋の開設などで近隣の商業界でも傑出した存在であった。なかでも注目すべきは棉布業で、棉布の生産規格を厳密に決め品質の向上に努め、木目が細かく耐久性に優れた「三林塘標布」の名を全国に轟かせたとい<sup>(11)</sup>う。三林商会董事を務める三林郷の要人であり、卓越した財力で三林郷の学校創設、道路・橋梁の整備、慈善事業などに資金を提供し、郷董や郷佐を歴任した。

右の情報はいずれも秦錫田が遺した伝に依拠したため、その性質上彼らの「善拳」の面のみが強調されている感は否めないが、地方自治制施行前後に彼らが在地で行った活動の概要は確認できる。そしてその社会的存在の特徴は次の二点に集約される。一つは、彼らが市鎮に居住し郷を主な活動基盤とする有力宗族出身の知識人だという点である。上述の陳行胡氏、三林趙氏、三林湯氏以外に、陳行郷では孔氏、朱氏、陳氏<sup>(12)</sup>が、三林郷では喬氏が、楊思郷では周氏がこの例として挙げられる<sup>(13)</sup>。二つは、市鎮にその存立基盤を持つ商人層だという点である。湯学釗は三林商会董事を務める商人であり、胡祖徳も商業に従事していた。また、趙履福の経歴に見られるように本人が直接商人でなくとも「捐」を徴収するためには商人層との提携が不可欠であったはずである。湯学釗の活動を評し、

「思うに商業は公益の母である。公益の発展にとつて商業はその本源である<sup>(14)</sup>」という、商人層の在地域会への貢献に対する期待を示した秦錫田の言説からもこの社会的存在の特徴が窺われる。

秦錫田ら陳行秦氏はこれら在地有力者との間に様々なネットワークを張り巡らしていた。婚姻関係に着目すれば、上述の陳行孔氏、三林趙氏、三林湯氏、楊思周氏や、地理的に陳行郷との関係が密接であつた南匯県周浦鎮の有力宗族張氏などの近隣有力宗族との間に姻戚関係があり、秦錫田の妻も周浦鎮沈氏出身の米穀商で監生の資格を持つ沈維禎の娘であつた<sup>(15)</sup>。姻戚関係以外に、黄浦江以東の上海県、南匯県、川沙庁の有力者の間に広がる学術的な結びつきがあつたことを指摘し、それを「浦東学派」と称する論者もいる<sup>(16)</sup>。秦榮光が私塾を開いたところ、後に浦東地区で指導的立場を担う名望家の子弟が集つたといわれ、彼の「浦東学派」としての一面が確認できる。秦錫田はその卓越した学識、経歴、人脈によつて同学たちのリーダー的存在となり、この支持基盤を背景に議会などの公的な政治参加の機会を利用して郷鎮レベルの有力者層の要望を行政に反映させていくことになる<sup>(18)</sup>。

二〇世紀に入ると清朝は一連の新政に着手するが、その一環として、督撫主導の下で在地の立憲派勢力を中心とする有力者層を取り込み、立憲制の前提となる地方自治制を施行したことは周知の事実である。教育行政機構や学堂創設に続いて省、州・県、城・鎮・郷の各級に設置された地方議会に有力者層が進出した。江蘇省では各級議会の設置に先立ち督撫の諮問機関である諮議局が南京に設置され、地方自治の具体的な枠組みについての諮問事項を答申するため一九〇九年一〇月に第一回常会が開かれた。そして諮議局での答申の後、地方議会はまず最基層の城・鎮・郷議事会が設けられ、一一年から一二年にかけて州・県議事会が設けられた<sup>(19)</sup>。ただし、選挙権は一定納税額に

応じて与えられたため、地方議会の議員は在地社会のごく一部の意見を反映するに止まっていたと思われる。嘉定県を例にとると、一年の自治籌備所による戸口調査では全人口二二万六三二人に対し城郷議事会選挙の有権者数は七六四八人、県議事会選挙の有権者数は七六四四人と、選挙権保有者は全体のほぼ三・五パーセントであった。<sup>(20)</sup>

右に検討した在地有力者たちは郷議事会議員に選ばれたり地方行政職に就いたりした。陳行郷における一九一〇年から一三年までの構成員は表一の通りである。陳行郷の有権者比率が嘉定県と大差ないものとする、一二年の郷公所による戸口調査で得られた人口一万二二四〇人に対し有権者は四二〇人余りいたことになるが、<sup>(21)</sup>その中の一九名の在地有力者が自治職構成員のポストを占めた。陳行郷における特徴として、有力宗族の秦氏、胡氏、孔氏、朱氏の出身者が議長、副議長、郷董、郷佐といった重要な役職を占めていたこと、また秦錫田の人脈という点ではそのうち六名が秦栄光の弟子であり、秦氏出身者と合わせると判明しているだけでほぼ半数が秦錫田と関係があり、陳行郷政の最大派閥であったことが指摘できよう。また前節で言及した秦錫田の人脈に連なる三林郷の在地有力者も三林郷自治機構の重要ポストを占めていた(表二、参照)。

郷レベルでの地方行政は、大別すれば、県レベル以上での行政機構の主導により、各郷で一斉に行われた警察、司法、教育などの項目と、<sup>(22)</sup>郷ごとに個別に行われた学堂創設、橋梁修築、都市インフラ整備、水利等の項目との二つであった。

制度的に上位の行政機関に統合される前者の諸行政の財源の出所を見れば、地方警察経費については房捐、中資および違警罰金から、郷の教育経費については各郷や三郷学区教育行政機関が所有する教育款産からの地代・預金

表一 《陳行郷における地方自治職の構成員》

姓名	年齢	履歴	一	二	三	一	二	三	備考
胡祖徳	五二	生員 囃董	●	●	●	○	○		陳行胡氏。秦栄光の弟子。
胡能讓			●	●	●				陳行胡氏。秦栄光の弟子。
胡能譜			●	●	●				陳行胡氏。秦栄光の弟子。
康善紀			●	○	●				陳行孔氏。秦栄光の弟子。
孔祥百	四五	生員	○	●	○				
徐紹元			○	○	○				
秦錫祺	三八	江西饒州府經歷							陳行泰氏。
秦錫芝	三八	日本弘文学院卒							陳行秦氏。秦栄光の三男。
秦錫田	五一	拳人、内閣中書	◎						陳行秦氏。秦栄光の長男。
朱繩祖		生員			●				陳行朱氏。秦栄光の弟子。
朱繩武		生員			○				陳行朱氏。秦栄光の弟子。
孫詩鍋					○				
孫夔龍			●	●	●				
趙正鶴			●	●	●				
陳謙吉			●	●	●				
任佐仁			●	●	●				
楊啓端			●	●	●				
楊頌周			●	●	●				
李怡如		囃董	●	●	●				陳行李氏。

利子を除けば附加税からそれぞれ捻出されている。<sup>(23)</sup> このような新政の諸経費は新たな附加税として課され民衆の負担を加重したため、特に農村部においては新政の象徴でもあった学堂に対して民衆による毀学暴動が頻発するなどの社会問題を造成したが、地方財政の中に位置づけられる方向性があつたことを一応指摘できる。<sup>(24)</sup> 他方、後者の諸事業の財源は在地の私的な財力に依存していた。陳行郷の郷董を務めた胡祖徳は橋梁の修築にことさら腐心したことから「四橋老人」「六橋老人」などと称された。<sup>(25)</sup> 例えば、一九一一年、陳家行鎮の中心部に架る度民橋の石橋へ

表二 《三林郷における地方自治職の構成員（抜粋）》

姓名	年齢	履歴	議事会			行政職			備考
			一	二	三	一	二	三	
趙履福	五九?	生員	○	○	○				三林趙氏、秦栄光の弟子。 民国三年三月郷董就任。
趙履信		生員	●	●					三林趙氏、秦栄光の弟子。 民国元年八月県議事會議員。
湯学釗	五八	三林商会董事				○	○	○	三林湯氏。

註・年齢欄は一九一一年当時の年齢を示す。

議事会、行政職欄の一は一九一一年の、二は一二年の、三は一三年の略。

議事会欄の○は議長を、○は副議長を、●は議員を示す。

行政職の○は郷董を、○は郷佐を示す。

出典・民国『上海県志』卷二、政治下、『秦硯畦先生年譜簡録』、『享帚録』、『陳行志』第三編、政治。



の改築に際しては全面的な責任を負った。財源は主に富裕な有力者や商人層の寄付によって賄われたが、石材調達に問題が生じて工事が続行できなくなる危機に見舞われた際には胡祖徳自らが私財を投じ、それを完成させている。<sup>(26)</sup>

三林郷の郷行政も同様であった。三林郷議事会議長、郷董を歴任した趙履福は、三林塘鎮の街灯敷設・維持と道路清掃の経費について、商人層に対する課税である「捐」は金額に限度があり、不足分を経董弁公費（役手当）から捻出して事業を完成させたという。<sup>(27)</sup> 三林郷においても有力者の私財によって行政費用が補填されていたのである。

地方自治制は制度的には県より下の在地社会に治安を中心とした行政組織を浸透させた反面、在地有力者層を行政末端に取り込むことで実質的には行政機構の果たしえない在地諸事業を彼らに委託することであった。他方、在地有力者層が議会等の公的な政治に参加した目的には地方自治財源を確保すること主眼があった。財政の主導権を誰が握るかは諮議局や地方議会における争点となり、提出された議案の大半が財政関連の案件であった。<sup>(28)</sup> 秦錫田は一九〇九年江蘇諮議局議員に、一一年陳行郷議事会議長に、一二年上海県議事会・参事會議員に、一三年江蘇省議會議員に選出され、右に検討した在地有力者層の要望を反映させることになる。

## 二、清末地方自治の諸問題と秦錫田の改革案

前述のように一九〇九年に諮議局が設置されたが、それは有産者だけが選挙権を持ち、また督撫からの強い制限を受けて地方議会として機能を果たしえなかったため、<sup>(29)</sup> その虚偽性がつとに指摘されてきた。<sup>(30)</sup> しかし、各議員が提出した議案には地方有力者層にとつての自治の諸問題が少なからず示されており、結果とは別に彼らが議案を提出

するに至った背景や意図に対する検討が必要である。

そこで以下、清末から民国初期にかけて秦錫田が解決を目指した二つの問題を検討して、彼が直面した地方自治とは何であったのかを明らかにしていく。

### (一) 浮収問題

江蘇巡撫瑞澂は一九〇九年一〇月の江蘇諮議局第一回常会において「議整頓契稅方法案」を提出し、不動産契約に課せられる契稅について効果的な徵收方法の検討を諮議局に求めた。彼はその中で、歴年契約事実を隱蔽した登記回避や契約金額の虚偽報告といった不正行為があり、契約の実状に見合った徵稅がなされていない事実を挙げ、さらに新たに公布した章程において戸部が設けた売契一兩当たり九分、典契一兩当たり六分という稅率は負擔が重く「隱匿取巧之弊」が一層甚だしくなることを指摘し、これらについての対策を提議した。<sup>(31)</sup>

ところが、それに対して秦錫田は「整頓契稅宜先禁止浮收議案」を提出し、契稅の支払回避や金額の虚偽報告は州縣衙門の徵稅現場における浮收行為にその原因があるとして次のように反論している。<sup>(32)</sup>

州縣衙門の現場では契稅については正稅の交換レートに即して銀一兩ごとに錢二四〇〇文を徵收しています。また〔契稅を〕銀元で納入する場合も正稅の交換レートによって計算しているため……、民間が契稅一兩を完納するには、銀元であれば二元一角を支払わなければなりません。市価と比べて本来納めるべき額の三分の一が水増しとなっています。そもそも契稅はいわゆる公費や規復賠款〔といった附加稅〕を含むものではありません。

せん。それゆえ正税に比べて「取る名目がない水増分が」余計に徴収され、「その水増分が州県衙門の」利益になつています。……それゆえ契税の整頓のためには速やかに浮収を禁止すべきであると議員は思っています。

三分の一が水増し徴収されていると秦錫田が指摘する根拠は、浙江省で契税徴収に際して市価に応じて定められた兌換率である。つまり龍文銀元一枚を庫平銀七錢二分とするものであり、従つて庫平銀一両は龍文銀元に換算すれば約一元四角となる。この前例に倣い、秦錫田は具体的な解決策として江蘇省においても銀元と庫平銀の交換レートを市価に基づいて決定した上で、銀元による契税徴収を行うことを提議した。これが州県衙門の徴税現場の浮収の余地をなくし、契税納入を促すという<sup>(33)</sup>。

秦錫田は浮収の構造として二つの問題点を指摘している。第一に、州県衙門の現場が徴税に際して銀元の交換レートを操作して差額を浮収した点である。これは清末の貨幣問題と切り離しては考えられない。光緒末年には制錢が海外に流出したため、各省では制錢不足に見舞われ、銅元を大量に鑄造したが、逆に「銅元充斥」や「銀貴銅賤」という事態が出現した。かかる事態は従来の浮収分を行政経費に充てていた州県衙門の現場にとつても、銀への兌換に制錢を調達できない納税者にとつても深刻な打撃をもたらし、これまで眠っていた「官民の衝突」を引き起こすことになつた。<sup>(34)</sup> 貨幣問題が督撫の強い関心を集めたことは、两江総督張人駿が「限制銅元議案」を提議し、また江蘇巡撫瑞澂が貨幣問題をはじめとする経済変動がもたらした州県の行政費用不足について「議補救州県困難案」を提議し、その解決策の答申を諮議局にそれぞれ求めたことから看取できよう。<sup>(35)</sup> 第二に、契税の徴収額が公費や規復賠款という附加税を包含した正税を基準に設定されたという点である。公費および規復賠款とは、一八六五年

から翌年にかけて蘇州布政使の管轄地域で実行された賦税改革により、従来州县政府によって非合法に徴収され行政経費に充当されていた分を田租に附加して徴収することになった新たな税項である。これは非合法であった浮収の一部をいわば合法化・制度化する意味があつた。<sup>(36)</sup>すでに正税に公費や規復賠款が附加されることで州县政府の行政費用が捻出されているからには、契税に行政費用をさらに附加するのは理に適っていないのである。右の秦錫田の発言から、浮収を行う州県衙門の伝統的な徴税体質地方有力者層にとっては地方自治推進に際しての克服対象として認識されていたことが看取できよう。

この構図は翌年に提出した上申書にも示されている。一九一〇年一二月、秦錫田は松江府属の各庁県衙門が正税徴収に際して法定の交換レートを通達せず、銀元価格を操作することで差額を横領しているとして蘇州布政使に対して次のように陳情した。<sup>(37)</sup>

正税徴収の際には、民欠冊章程に基き、徴収開始時ごとに銀元価格を調査して正税交換レートを決定し、それを各庁州県に通達して遵守させる他、何枚かの告示を作って、庁州県自治公所に告知し、当該公所から城鎮郷自治公所に分発して各地に掲示させることを閣下に請願します。民が皆〔法定の交換レートを〕知れば胥吏もほしいままに不正ができなくなるでしょう。こうして官民の衝突がなくなり、法令が実行できるのです。

秦錫田は正税徴収に際して法定の交換レートを県・郷レベルでの自治公所に通達・開示し、州県衙門の浮収行為に対して地方自治機関による徴税監視体制を取るといふ解決策を提示した。このような秦錫田の提議は地方自治を推進する有力者層の動向や意図の反映であるといえよう。例えば奉賢県では知県朱庚旦の浮収行為について、後に

江蘇諮議局議員に選出された朱家駒をはじめとする有力者は松江府知府、蘇州布政使、江蘇巡撫各衙門に訴えたため、浮收分は有力者層が推進する自治事業である学堂運営費に充てられるようになったことからもそれは認められる。<sup>(38)</sup>秦錫田の提出した議案や上申書の意図においては、行政末端である州県の浮收構造が地方自治推進や財源確保の障壁であり、地方自治に対置される存在として明確に意識されていたことが理解できる。

## (二) 清丈問題

秦錫田はさらに地方自治の一環として徴税体制の根幹に関わる清丈（土地測量）問題に取り組んだ。江南一帯では太平軍の侵攻による納税者の流出のため魚鱗図冊と現実の納税者との間で名目が一致しない事態が出現していた。こうした状況に対応して同治年間には清丈が実施されたものの事態の抜本的な改善は見られなかった。<sup>(39)</sup>魚鱗図冊と納税者との名目の不一致によって州県衙門は税収を確保することが困難となった。しかし割り当てられた税収額を満たすことに主眼を置く州県衙門は不足分を納税者に転嫁することで規定額を満たした。清末江南ではこのような徴税体制や土地行政を巡って州県衙門と地方有力者層との対立が普遍化していたのである。<sup>(40)</sup>

上海県の場合、土地行政を巡る状況は租界の存在によってさらに複雑な様相を呈していた。それは黄浦江兩岸に広がる灘地と、上海道台が外国人居留者に発行した道契との問題に集約される。黄浦江兩岸一帯は灘地や蘆洲と呼ばれる砂地で、耕地の肥沃度を示す基準である科則では「蕩」「塗」に属する、耕地としての利用価値が低い土地であった。だが、このうち上海県と宝山県にまたがる十数キロメートルに及ぶ沿岸地帯は、租界の設置に伴う都市

化によって経済的価値が高まり、地価が急騰していた。<sup>(41)</sup>

一八九五年、署理両江総督張之洞は上海灘地升科局（以下、升科局と略称）を設けて上海道台の監督の下、上海・宝山両県の黄浦江沿岸に広がる灘地の清丈と官有灘地の払い下げを担当させ、その利益を紡績機器購入の費用に充てることを決定した。局員の候補知府許宝書は、新たな灘地の他、漕田や蘆洲のうち官が発行した所有証明書のないもの、証明書に記載された面積を超過しているものなどを一律に没収して官有地として払い下げの対象とした。また、対象外の準折地も多く没収した。そのため生計の手立てを失った郷民が出るなど弊害もまた大きかった。そればかりか一九〇〇年まで続けられた清丈によって新たに把握された灘地の面積や払い下げによって得られた利益はともに不明であり、また局の支出も紡績機器購入費用以外の用途は明らかにされなかった。<sup>(42)</sup>

一九〇六年、戸部はこのような状況に鑑みて「魚鱗図冊は県署に保存されているものであるが、升科局員は（「県の胥吏と」）気脈を通じているため、「実状との」隔たりが大きい。田賦に関する業務は本来地方官の管轄であり、今後は地方官に管理させるべきである」とし、升科局の廃止を両江総督に命じた。これに対し、両江総督は灘地行政を上海道台の管轄下に置くことを提案した。また、上海道台は升科局員のうち、業務に精通したものを会丈局に派遣し、上海県知県の責任のもと灘地行政を行う旨を答申した。そして、それらは実行に移された。上海道台による会丈局への升科局員派遣は事実上の両機関の合併を意味し、秦錫田が「これまで両局は互いに牽制しあっており、不正をやるには都合はよくなかったが、今では結託して悪事をはたらき、やりたい放題ではばかるところがない」と述べているように由々しき事態を招くことになった。<sup>(43)</sup>

かかる事態は道契の存在と切り離しては考えられない。道契とは外国人居留者が土地の賃借をする際に中国官憲より発給された土地賃貸契約文書で、上海道台の捺印があるため俗に道契と称される。上海においては租界の開設当初、外国人居留者の土地賃貸に関する業務は特定の管轄機関がなかったが、光緒年間に至り租界が拡張され土地賃貸に関する揉め事が多発したため、一八八九年に上海道台龔照瑗は委員を派遣して会丈局を新設し、土地賃貸等に関する業務を各国領事、上海県知県とともに処理させた<sup>(44)</sup>。

道契の実質的な発給機関である会丈局への升科局員の派遣によって新たな不正手口が生み出された。秦錫田の上申書「上海宝山紳士呈督撫院請撤上海灘地升科局」に拠れば、それは升科局員が職権を濫用して一部の商人と結託し、偽単（偽造土地所有証書）を道契に改竄し、清丈した灘地を流用して売却するというものであった。莫大な利益を生み出す灘地の不正流用の裏には、①偽単を捏造する中国の奸商、②偽単を道契に改竄する升科局員とそれを黙認する上海道台、③偽造道契を購入する洋商および租界の列強勢力、の三者が関わっていた。具体的な当事者として①については久記が、③については公和祥（怡和洋行が虹口に建設した大規模な埠頭）や大商人「奚朗」の名が挙がっている。道契の登録には手続きの上で県の登録証が必要であったため、地方有力者層の突き上げにより知県は調査を行ったが、上海道台やアメリカ領事の圧力で揉み消されてしまった<sup>(45)</sup>。

東西官民の様々な権益が錯綜した上海の土地行政であったが、有力者層にとって会丈局と升科局の監督官である上海道台との對抗関係が最大の問題であったといえる。例えば秦錫田は楊浦局董周希濂の伝において次のような事件が発生したことを述べている<sup>(46)</sup>。

黄浦江沿いの未升科灘地では郷民は葦を奪い合い、ややもすれば械闘を起こした。周希濂は「灘地の地租を」小学校の経費に充てることを知県汪懋琨に請願した。知県は許可し、耆老に地保と協力して測量を行うことを通達した。しかし、蠢保（愚かな地保）はたちの悪い民と結託して滬南の木商に灘地を売却したため、周希濂は知県に地保を逮捕することを請願した。木商は恐れて周希濂に賄賂を贈り事態を収めることを企てたが、彼はこれを拒んだ。そこでついに木商は賄賂で上海道台に働きかけ、知県に地保を釈放させてしまった。

ここでは升科局の名は直接現れないが、滬南の木商が地保と結託して灘地を強引に買い取り、升科局員と通じて上述の窓口で灘地を道契登録地として転売したことは想像に難くない。上海道台が力づくで知県を抑え込み、関係した地保を釈放させたのは自分も当事者である土地行政の裏の窓口が発覚するのをよしとしなかったためであろう。清末上海道台の任官者のなかには督撫や外国大使に栄転したものが少なからず見受けられる。これは、対租界行政で培われた政治的手腕への評価も原因の一つであろうが、租界との関わりで築いた人間関係や莫大な不法収入が大きく作用したことは否定しがたい。<sup>(47)</sup>

これより先、勸学所が成立すると、上海県の有力者層は升科局が灘地払い下げによって得た利益で購入された大生紗廠官有株の純益の半分を勸学所の経費に充てることを求めたが実現しなかった。上海道台が升科局員を会丈局に派遣するに及び、彼らは一九〇八年に局員派遣の停止を求めると上申書を上海道台に提出している。<sup>(48)</sup> また翌年には秦錫田は上海・宝山両県の紳士を代表して督撫に上申し、「上海県における升科事務を県の専業に帰し、人員を〔会丈局に〕派遣せず、会丈局に再度整頓を加えさせることを要請します」と述べ、升科局の廃止を求めた。<sup>(49)</sup> 升科



局を廃止し、会丈局を整頓して上海道台の不正を抑制し、升科を本来の管轄官である知県に帰することで、有力者が影響力を行使できる範囲に土地行政を引き付けようとする企図があつたのである。

以上の上海県における土地行政の実態を踏まえ、秦錫田は一九〇九年一〇月の江蘇諮議局第一回常会において、清丈に関する議案を提出し、次のように述べた。<sup>(50)</sup>

図・籍（魚鱗図冊と戸籍簿）を改正することは、もとより地方自治が着手しなければならぬ重要な項目です。従つて州県の荒地を調査するなら州県の全域を測量することが必要です。江寧布政使管轄の通州や蘇州布政使管轄の〔太倉州〕宝山県ではすでに清丈が実施されて効果を上げています。督撫が通州と宝山県の章程を採用し、地方の状況を酌量して清丈を実行させるよう各庁州県に通達することを請願します。まず速成測繪學堂を設立します。そして半年あるいは一年の期限を定めて卒業させ、速成課程の終了後には各地に赴いて現地測量を実施させます。また登録証を調査して〔魚鱗〕図冊と照合し、畝ごとに詳査し、少しも遺漏のないようにさせます。こうすれば古い荒地や新たな灘地および税がかからず所有者のない田土は明白になります。これまでの隠匿や不法占拠等の弊害は一掃されます。

清丈をいち早く開始した事例として通州と宝山県を挙げているが、とりわけ隣県である宝山県の事例が一九二〇年代に上海県において清丈が開始されるまで地方有力者層主導による清丈事業の手本や正当性の根拠であつたことは秦錫田によつてしばしば言及されている。<sup>(51)</sup>宝山県の事例に即せば、清丈事業を運営・管理する清丈局や土地測量を行う人員を養成するための繪文學堂の主要構成員は地方自治を担う有力者層によつて占められていた。<sup>(52)</sup>従来県衙

門によって管理され、恣意的な税割り当てや不正の温床となっていた魚鱗図冊だが、清丈局および測給学堂主導による清丈を通して正確な土地所有者や課税の実施状況を有力者層が把握することによって、臬衙門の恣意を防いで正確な徴税がなされることを可能にするのである。これはひいては有力者層が徴税に関して実質的な主導権を握ることを意味した。つまり地方有力者層が地方自治を推進するに当って鮮明になったのが州県の伝統的な行政機構の末端との対抗関係であったが、清丈事業に見られるように地方有力者層には従来 of 末端行政を担ってきた知県から胥吏に至るまでの慣行的行政機能の一部を代替していくという意識が地方自治の目的として自覚されるようになっていたのである。

### 三、民国初期の地方行財政と秦錫田の活動

#### (一) 地方公款公産管理処と地方税制

清末の江蘇諮議局において秦錫田が提議した改革案のうち、地方財源確保のための徴税改革については、辛亥革命後に開催された臨時省議会において地方有力者層の要望に適った決議がなされた。秦錫田は姚文枬（<sup>53</sup>）の伝において、彼の江蘇諮議局や江蘇省臨時議会の活動として次のように述べている。<sup>(54)</sup>

先生（姚文枬）は江蘇諮議局で財政関連諸議案の審議に当り、公私を区別して官民の争端を除くことで、興利除弊の計画を定めた。清朝が滅び政権が交替すると臨時省議会が蘇州で開かれた。その結果、徴税方法の改善、貨物通過税の禁止や火耗・平余等の規費の廃止を実施し、その分を地方財源に帰することが決議された。

右の決議以後省議會議員が財政法案を提出したり、不法徴税を糾弾したりする際の法的根拠とされたとはいえ、行政機構によつて履行されるには至らなかつた。一九一四年の地方自治制の停止後は県や市郷における地方財源として徴収されていた各種地方税は様々な名目を口実に省財源へと充てられるようになった。さらに新税や新たな附加税が省によつて企図された。<sup>(55)</sup>

かかる状況に対して、一九一六年の省議会の復活は在地社会の要望が省議會議員を通じて行政機構に上達することを一応は可能とした。秦錫田は省議會復活直後より省議會議員に復帰し、翌年の省議会上では税制に関する二つの議案を提出したが、それらはいずれも増税に反対する内容のものであつた。<sup>(56)</sup>

秦錫田は省行政機構が省附加税や正税徴収費といった名目にかこつけて新たな附加税の設置をもくろんでいたことに対し、それが不当である理由として省行政機構の徴税認識における六つの誤謬を挙げた。それは、合法性、現状、慣例のいずれに照らしても省行政機構が根拠とする正税徴収費の正当性は存在せず、従つて省長は国税徴収を盾にした附加税徴収を実行すべきではないと主張するものであつた。そして省議會第二回常会決議案に基き、国税に関する行政経費は国家が、省税に関する行政経費は省がそれぞれ負担し、徴収費を附加しないことを財政部に諮る旨を省長に申請している。<sup>(57)</sup>

しかしながら、結局のところ徴収費が正税に附加されることとなり、秦錫田の申請は徒勞に終つた。<sup>(58)</sup> 地方有力者層は省議會を通じて徴税制度に関する法の整備を企図したが、省議会の議決は行政機構を規制しうる有効な措置にならなかつたのである。秦錫田は一九一九年まで省議會議員を務めたあと、二二年より上海県公款公産管理処

(以下、款産処と略称)に活動の場を移し、地方財政問題に取り組むことになった。

上海県においては清末より災害時に備えて蓄えられた積穀款や県有廟産などの公款・公産があった。それらは教育事業でも主要な財源形態であり、民国期を通じて教育款産として設けられていた。<sup>(59)</sup>辛亥革命後、ただちに公款・公産を管理する機関の必要が求められ、一九一二年の県議事会において地方特別会計処により管理されることが決議された。一四年三月、県議事会の解散に伴い、款産処が設置され、公款・公産が移管された。<sup>(60)</sup>

秦錫田の手になる民国『上海県志』政治志は政治を官治と民治に分けて記述しているが、款産処は民治として扱われ、地方自治を推進する地方有力者層にとって地方議会や勸学所・教育局、教育界と並んで、地方自治の象徴的団体という意味合いを持っていた。従って款産処の役員には上海県における代表的な有力者がその任に就いた。<sup>(61)</sup>秦錫田は一九二一年一〇月以来、三一年まで一〇年余りにわたって同処の責任者を務めた。

款産処の活動の重要項目として積穀款と城隍廟をはじめとする県有廟産の管理・運用がまず最初に挙げられる。秦錫田が作成した公文書からは積穀款と県有地の管理・運用やそれに伴う紛争を巡る関係各機関とのやりとりが垣間見られる。<sup>(62)</sup>次に、県や市郷における行政費や教育費は田賦に附加され県政府によって一括徴収されたが、行政費の受領とその各市郷への交付も款産処の重要な機能であり、<sup>(63)</sup>県政府の地方附加税の徴収やそれに伴う諸問題の処理も行った。<sup>(64)</sup>また、款産処は県下の各市郷において経董によって行われる地方行政の指導的、調整的な役割を担い、地方行政の一部を推進した。<sup>(65)</sup>

右の機能的な側面に加えて、款産処は上海県下各市郷の意向を代表する性格を持つ機関であった。秦錫田が長年

にわたり同処の責任者であつた理由は款産処のこのような性格を如実に物語っている。市郷の有力者層が秦錫田に期待したのは、地方の要請をさらに上位の行政当局に陳情することを可能にする秦錫田の人脈であつた。秦錫田は結節点としての役割を果たしたといえよう。<sup>(66)</sup>

それでは秦錫田の言動に即して款産処に代表される有力者層と行政機関との地方税制を巡る関係を見てみよう。

県当局の浮収体質という構造的な問題に対して、秦錫田は県当局や上級官庁に働きかけ、一貫してその是正と財源の確保に務めた。彼は正税に附加される地方税の徴収・交付方法について県当局の実態を次のようにいう。<sup>(67)</sup>

正税の県附加税は県公署が市郷や関係機関に代わつて徴収し、款産の主管機関が随時受領した。県知事は支払いを惜しんで附加税を正しく交付しないで横領し、任期が満了すると持ち去つた。歴任の県知事は附加税合計六万余円を着服し、現在に至るまでまだ引き渡されていない。

右のような地方附加税の横領はそれが国税や省税とともに一括して徴収され、税目ごとの正確な徴収額が公開されていなかったことに起因していたのであろう。秦錫田が「糧櫃が地方費を未交付なのは、実際のところ歴代の地方官が糧櫃に言い含めて附税・畝捐から正税に補填させたからである」と指摘しているように、<sup>(68)</sup> 県知事は正税の徴収額の不足や県知事や職員<sup>(69)</sup>の横領分を地方附加税で穴埋めさせていたと思われる。

秦錫田や姚文楫の所属する江蘇省教育会は一九二三年三月、款産処や勸学所が県徴税機関に監視員を派遣して地方附加税を逐日受領することを求めたため、江蘇省長は地域の実状を酌量して処理することを各県の知事に命じた。これを受け二四年一月、地方自治制の回復により改選された上海県議事会は「整頓附税規定」を決議した。その規

定は続いて上海県参事会においても採択された。しかし、県知事沈宝昌は監視要員の受け入れを引き延ばし、「軍閥の威を藉りて民権を蹂躪し、地方の費用を悉く持ち去る」など議会の決議を遵守しなかった。また二五年八月、県知事李祖夔は附加税の逐日受領は手続きが繁雑であるとして、現行制度に照らして県徴収機関が徴収した一ヶ月後に款産処などの各機関に交付するとし、款産処と教育局の監視員派遣を拒否した。二五年八月、款産処は県知事李祖夔に省令の遵守を求め、また同年九月末には県公署との間に正税と附加税それぞれ台帳を分け監視員が逐日税額を記入することを取り決めたが実行に移されなかった。<sup>(70)</sup>

歴代県知事による監視員の受け入れ拒否に対して、秦錫田は一九二五年一〇月、省長および財政厅长に上申し、地方附加税の新たな徴収方法の審査・批准を求めた。新たな徴収方法とは次のような内容であった。八つの櫃ごとにそれぞれ国税、省税、県附加税および徴収費の台帳を設け、台帳は県知事の捺印により発効する。県の徴収員と款産処・教育局の監視員が毎日税額を記入することで正確な税額を把握する。さらに国税、省税さらには徴収費は即日台帳とともに県公署に引き渡し、県附加税は款産処・教育局の監視員が当日の実額を捺印して受領し、台帳を即日県公署に送って審査の参考に備える。また月末ごとに一ヶ月の収入を清算し、款産処・教育局が受領証を發行する、というものであった。この方法には、監視員を徴税現場に派遣することで徴収額と受領額とを一致させ、さらに即日受領することで附加税の横領や他の税目への損失補填を防止する二重の装置が設けられている。<sup>(71)</sup> 秦錫田の回想録によれば、新任の知事はこの「地方の公意」を受け入れたため、徴税現場の監視という秦錫田らの目的は制度上において一応の達成を見たという。<sup>(72)</sup>

このように行政末端の浮収体質に対する地方有力者層の一貫した働きかけは徴税現場での監視体制という形で部分的に結実し、その活動は一定の成果を挙げたといえる。しかし、この直後の一九二七年三月、南京国民政府が成立、また同年六月には上海特別市が成立したことで様相は一変した。中央集権を推進する南京国民政府は上海県下の一九市郷のうち、北部の一郷で上海特別市を編成して直轄とし、南部の農村部八郷のみが上海県に残留されることになった。だが、省は行政区画改編に伴う地域的事情を考慮に入れず、行政本意に上海県を「一等の大県」とみなして税額を従来のまま据え置いたため、「県民は日増しに困窮して」<sup>(73)</sup>しまった。つまり、清末・民国初期の地方有力者層の活動は一定の制度的な整備を達成する途上にあつたが、行政の末端に有機的に再編されることなく、地方有力者層主導による政治体制確立の試みは挫折を余儀なくされたのである。

## (二) 清丈局の設置と接収

上海県における清丈の必要性は清末より認識されていたが、その着手は一九二〇年代にもちこされていた。中華民国成立後の一〇年代に上海県において地方有力者層による清丈が進行しなかつたのは、「民国三年以後、清理江蘇官産処、沙田局、城壕丈放局、営台官地局が入り乱れて騒動を起こし、互いに財物を絞り取り強奪する手口はありとあらゆるものがあつた」と秦錫田が述べているように、地価が高騰した土地の利権を巡り様々な機関が錯綜していたことに起因していたのである。なかでも省に直属する機関である清理江蘇官産処（以下、官産処と略記）の干渉や不正について、彼は次のように明言している。<sup>(74)</sup>

官産処の上海事務所は平素地元の商人と結託し郷民を威圧している。土地証書や土地の採め事を利用して公事にかこつけて私利をはかり、糧田を没収して代金の支払いを強要したため、土地証書や許可証は重複してしまっている。

ここからは、秦錫田が款産処総董に就任した直後の一九二二年二月、同処董事会は上海県下の清丈を行うため清丈籌備処の設立を決定したが、その背景には土地行政を巡る右のような官産処の升科局と何ら変わらない状況があったことが確認できよう。

また、清丈がこの頃に再び注目された一因として、上海の有力者層の間で提唱された上海浚浦局の改組問題があったことも看過できない。浚浦局は辛丑条約の附件において列強の水道管理への介入の足懸りとして設置された機関で、一九一二年に袁世凱政権の下で制度として確立した。第一次世界大戦期から戦後にかけて飛躍的に発展した民族資本の活況に促されて高揚したナショナリズム運動によって浚浦局の存在が問題となり、姚文枬、李鍾珩、秦錫圭ら上海の地方有力者層によって浚浦局の港務局への改組が提起された<sup>(75)</sup>。

浚浦局改組論を唱える有力者のうち秦錫田、姚文枬らは一方では各市郷経董を連合して一九二二年一月に清丈籌備処設立を決議した。姚文枬が主任に、款産処の秦錫田と沈周が副主任に就任した。翌年五月、県知事により正式に承認され、同処は清丈局章程一八条、清丈規程八〇条、公断処規程二〇条を立案した。清丈費については一畝当り三角二分とされ、田賦の附加税として四年に分けて徴収することが清丈規程内に盛り込まれている<sup>(76)</sup>。

款産処の清丈実施の動きに対して、官産処は升科を名目として清丈事業への干渉を企図したため、一九二三年七



月、秦錫田は財政部および江蘇督軍、江蘇省長にその却下を求めた。<sup>(77)</sup> 続いて官産処は上海県には国有地が少なからず存在すると主張したため、江蘇督軍と江蘇省長は上海県知事にその調査を命じる訓令を發し、上海県知事は款産処に対して速やかな調査・報告を命じる訓令を發した。これを受け、同年一月、秦錫田は上海県知事に上申書を提出して官産処の主張に反駁した。<sup>(78)</sup>

「敵処の設立後、有糧有單の地のうち所有權が確定していて対象外である土地を除き、人民が請求する升科や払い下げのその他の各項は、すべて敵処が規則に従つて部照を交付して、土地所有の証明書とした」と官産処が以前に上申したと伺いましたが、これは官産処が田單の有無を問題とするだけで正税納付の有無を度外視し、人の請求のみを根拠に土地の実在を調査せず、正税を納付しているにもかかわらず田單を所持しない田をすべて官有地とみなしている証拠です。

官産処は田單を所有しない土地を一律に官有地とみなし、その升科や払い下げを試みたのである。秦錫田は、民間の田單不所持の理由として、太平軍侵攻によるその遺失や新單の未受領、析産や売買に伴う田單内容の異同等により土地を代々所有して正税を納付しながらも田單を所持しない戸が多く見られたこと、また偽單の横行、道契への不法な書き換え、会丈局や灘地升科局などが行う不当な没収によつて土地を失いながらも田單を所持し正税負担を続ける「有單無地」「有糧無地」の戸も多くあり、民間の田單に対する信頼性は必ずしも高くなかつたことなどを列挙して反駁した。

さらに、一九二三年一月、官産処は「有糧有單」の土地にもその触手を伸ばしてきた。官産処が升科の対象とし

た「有糧有單」の土地とは准折田畝を指した。准折田畝とは税負担の不均衡を解消するために瘠地の肥沃や地勢の程度に応じて一定の面積を熟田一畝に換算して納税する慣習であった。官産処はこの准折田畝を実際の面積で清丈を行い、田単の記載面積より超過した面積を有料登記することを主張したのである。同年五月、秦錫田は江蘇省長に上申し、准折田畝は田単を所持し正税を納付している合法的な財産であり、また田畝准折法は上海県ばかりでなく近隣の県や他省でも行われている普遍性を持った慣習であると反駁した。また田土の実状に即して納税額を酌量するのは地方行政に属するものであり、清丈局による清丈実施を速やかに批准することを請うた。<sup>(78)</sup>

上海県における清丈は清丈局の設置に先立って官産処の干渉を受け、管轄範囲を巡る激しいせめぎ合いが続いた。しかし、一九二四年三月、省政府は清丈籌備処の立案は民意に適うものとして実施を批准し、清丈籌備処はこれを受けて姚文枬を清丈局総董に、秦錫田ら四名を董事に選出し、また各市郷から議董を同時に選出して清丈局を発足させた。懸案であった地方有力者層による清丈の実施は制度面では一応の達成を見たのである。

このような曲折を経て開始された清丈であったが、それは現実には旧県城附近と蒲淞市、漕河涇郷、曹行郷、塘湾郷の各市郷で実施されただけで、清丈局は三年後の上海特別市の成立によって市土地局に接收されることとなった。<sup>(80)</sup> 接收の顛末について、秦錫田が清丈局長を務めた姚文枬を評した伝において「姚文枬は、土地局長が若くて才能があり、必ず地域に幸福をもたらすことを期待していたので、衆議を退けて職権を土地局長に委ね、みずからは顧問職に退いた<sup>(81)</sup>」と述べているのは、有力者層の新政権に寄せる心情や期待を端的に表わしているといえよう。しかし、市土地局が新たに制定した清丈規程は清丈籌備処が定めた清丈に関する章程を無視するものであった。款産

処が担ってきた事業と同様に、清丈事業においても有力者層の意向は反映されず、地域社会の実状や「民意」にそわぬまま、行政本意に再編されてしまったのである。

秦錫田は上海県当局より款産処の主任に招聘されるが、しばしば辞意を明らかにするなど、実質的な意義を失った款産処に限界を感じていた。そのためであるうか。彼は一九二九年以降、上海慈善団などの民間慈善団体に活動の中心を移していくことになる。

### おわりに

以上、本稿においては秦錫田という一個人に即して、彼が関与した清末・民国初期の通時的な政治変動の過程を全体的に把握することに努めた。扱った時期や内容は広範囲に及び、十分に検討を加えられなかった問題も少なからず存在するが、さしあたって次のことが明らかにできたと思われる。

二〇世紀初頭の江南農村部においては、市鎮を存立基盤とする有力者層によって統合される社会が実体的な「地域」の一つとして形成されていた。有力者層は清代後期より徴税などの行政機能を補完する半官的な性格を有しつつ水利や慈善などの在地社会の諸事業を担ってきたのであり、彼らによって統合される「地域」はあくまでも私的な形で官権力と関わっていた。しかし、その「地域」は、地方自治制の導入により行政最末端である郷に組み込まれることでそれ自体が公的な政治の場となり、議会などを通じて直接に官権力と向き合うことになった。

有力者層の自治運動には、国家とは「地域」から積み上げていくものだという発想があった<sup>(82)</sup>。それゆえ、有力者

層にとつての地方自治とは官権力の外側に存在するものでなく、あくまでも行政機構との関わりの中でその末端を彼らの主導によつて再編成していくこと、換言すれば行政において官権力Ⅱ「官治」に対する「地域」Ⅱ「民治」の領域の位置づけをめざしたものであったといえよう。具体的には、徴税に関する法制を整えつつ、徴税の根幹に関わる清丈を有力者層の主導で行うことで従来の官による慣行的行政機能を一部代替して地方財政の主導権を確保するという意図があつたのである。

民国初期には制度としての地方自治は停顿を余儀なくされたが、自治団体に抛りつつ清末に提示された地方自治の諸課題の克服をめざした有力者層は地方財政に関して一定の制度的な成果を達成する途上にあつた。しかし、これらの事業は南京国民政府期に入ると「民意」にそわない形で改編されてしまった。有力者層の主導による政治体制の確立——「民治」の領域の位置づけ——の試みは挫折を余儀なくされたのである。そして行政の末端を有機的に取り込むことができなかつた有力者層は、新たな官権力の外側に並存することになり、在地社会の政治的矛盾が深刻化する中でやがて民衆による打倒の対象となつていく。

以上が本稿で得た結論であるが、今後の課題としては右のような見通しを踏まえ、本稿で用いた《郷土史料》のみならず、その後独自に開拓した新文献を用いて、地方自治制施行期における有力者層の地方議會をめぐるダイナミックな政治過程を検討することを考えている。なぜなら、そこには「地域」と権力との関係のラディカルな変動の構造を解く鍵が集約されているように思われるからである。

表三《秦錫田略年譜》

【凡例】

一、本譜は「秦硯畦先生年譜簡録」の記載を主とし、不明な箇所は「享帚録」「享帚統録」「上海県統志」「民国「上海県志」等によって補足した。

二、本譜の年齢は「秦硯畦先生年譜簡録」に基づき、数え年での表記とする。

三、年月日も同様に「秦硯畦先生年譜簡録」に基づき陽曆とした。

但し、「秦硯畦先生年譜簡録」では、清代の年に関しては元号のみが記されている。

四、同年に所属する事件で時間が確定しない場合、「秦硯畦先生年譜簡録」の記載順に従っている。

五、本譜中の県とは上海県の、省とは江蘇省の、款産処とは上海県地方公款公産管理処の略である。

咸豊二年（一八六二）一歳。

□三月二日、上海県陳行郷に生まれる。

光緒五年（一八七九）一九歳。

□三月、県学生員となる。

光緒十九年（一八九三）三三歳。

□九月、弟秦錫圭とともに郷試に及第し、举人となる。

光緒二十二年（一八九六）三六歳。

□父秦榮光の命を受け、趙履福と三林書院を創設する。

光緒二十六年（一九〇〇）四〇歳。

□四月、川沙の実業家楊斯盛の資金援助を得て内閣中書職を捐納する。

光緒二十七年（一九〇一）四一歳。

□一〇月、内閣中書に補せられる。

光緒二十八年（一九〇二）四二歳。

□一〇月、湖北候補同知となり、武昌に赴く。

光緒三〇年（一九〇四）四四歳。

□七月、父秦榮光逝去。官を辞し帰郷する。

光緒三十一年（一九〇五）四五歳。

□三林陳行楊思三郷区学董となる（以後、三郷の教育行政の代表を三〇数年務める）。□正本女学堂を陳行郷に創設する。□課勤院を陳行郷題橋鎮に創設する。□楊斯盛に協力して黄炎培らと浦東中学を創設する。

光緒三十二年（一九〇六）四六歳。

□六月、松江知府威楊に米禁緩和の陳情書を出す。

光緒三十三年（一九〇七）四七歳。

□四月、奉賢・南匯・上海三県の紳士を代表して浙西巡捕左営の関港への入港禁止を督撫に請う。□七月、上海道台

に浙西巡捕左營の撤廢を請う。□一〇月、江南提督に呈して、浙西巡捕左營の周浦鎮駐在を停止し、黃浦江内を巡邏することを請う。□学部章呈に従い三林学堂を三林学校に改称し、校長に就任する。

光緒三四年（一九〇八）四八歳。

□陳行本立小学を胡氏宗祠に創設する。

宣統元年（一九〇九）四九歳。

□七月、上海、宝山兩県の紳士を連合して上海灘地升科局の撤廢を督撫に請う。□江蘇諮議局議員に當選する。一〇月、諮議局において（一）塩課の地丁税への繰り込み、および浙西巡捕左營の撤廢、（二）契税の徵稅方法の整頓、（三）全境の清丈、を提案する。□農業中学予科を創設する。□上海道台蔡乃煌が勸学所の学産を横領したため、同郷の中央官僚を通して弾劾する。

宣統二年（一九一〇）五〇歳。

□一〇月、江蘇諮議局に出席する。各衛の屯田を所在の州県が管理することを提案する。□一二月、法定糧価を各級の自治公所に通達することを蘇州布政使に請う。□三郷各地に初等小学を七ヶ所創設する。□浦東中学校長となる。

□県勸学所財政協董となる。□陳行郷議事會議員に當選し、議長に選出される。

宣統三年（一九一〇）五一歳。

□江蘇諮議局臨時会に出席し、江蘇臨時省議會議員となり、学務審査長に充てられる。□陳行鎮の度民橋を木橋から石環洞橋に改築する。

民国元年（一九一〇）五二歳。

□八月、県議事會議員に當選する。県参事會参事員に當選する。□三林郷に初級裁判所を設置する請願を県民政長に行う。

民国二年（一九一三）五三歳。

□省議會議員に當選する（県参事會参事員を辞す）。

民国三年（一九一四）五四歳。

□『上海県統志』分纂となる。□巡按使に米の移出を禁止する陳情を行う。

民国四年（一九一五）五五歳。

□四月、宝山の海塘修築の資金調達方法に対し、各市郷の經董を代表して上海県知事に上書する。□浦東中学学務財政管理員となる。□江南水利局顧問となる。

民国五年（一九一六）五六歳。

□一〇月、省議會に出席する。□江浙水利協會研究員となる。

民国六年（一九一七）五七歳。

□三月、三林郷に三林陳行楊思郷立第一小学を、楊思郷に三林陳行楊思郷立第二小学を創設する。□省議会に出席する。議会において、(一) 驗契税の積弊の除去、(二) 正税徴収費の附加の禁止、を提議する。

民国七年(一九一八)五八歳。

□一月、三林校董会董事長となる(以後、終身董事長を務める)。□『陳行郷土志』を編修する(一〇年刊行)。

民国八年(一九一九)五九歳。

□省議会に出席する。

民国九年(一九二〇)六〇歳。

□三月、『江南水利志』の編纂に参加する。

民国一〇年(一九二一)六一歳。

□一〇月、款産処総董となる(民国二〇年まで)。□十一月、款産処董事は清丈籌備処の設置を議決する。姚文楠が主任に、秦錫田が副主任に就任する。

民国一一年(一九二二)六二歳。

□七月、江蘇清理官産処の清丈への干渉に対して江蘇督軍、省長にその却下を求める。□吳淞江水利協会、太湖流域防災会の議事員となる。九月、太湖水利工程局の改組整頓を大總統に請う。□十一月、江蘇清理官産処の清丈の主張に対して、県知事に上申して反駁する。□十二月、上海清丈

局章程、清丈規程、辦法大綱を立案する。□列強の浚浦局を利用した動きに対し、辛丑条約に基き外交部に陳情して抗議を表明する。

民国一二年(一九二三)六三歳。

□五月、省長に上申して、江蘇清理官産処の准折田畝に対する清丈の主張に反対する。□九月、各郷経董を代表して省長に上申し、浚浦局が勝手に収めた灘地の升科銀の回収と黄浦江兩岸の支港の浚渫を請う。□十一月、各郷経董を代表して江蘇省長に上申し、馬巡を停止し、その費用を戸籍費に充てることを請う。□『南匯県統志』総纂となる。

民国一三年(一九二四)六四歳。

□三月、県清丈局が成立する。姚文楠が総董に、秦錫田ら四名が董事に就任する。□四月、清丈が開始される。□九月二日、淞滬護軍使何豊林が款産処の管理する積穀款銀一〇万六二〇〇元を脅迫して持ち去る。

民国一四年(一九二五)六五歳。

□五月、南京に赴き何豊林への借款の返還方法として省有兵工廠地を抵当とすることを求める。□一〇月、省長、省財政庁長に上申して、国、省、県附税を区別して徴収することを請う。□上南長途汽車公司協理(副支配人)となる。民国一五年(一九二六)六六歳。

□四月、一九郷市郷董を代表して県知事に上申し、何豊林に持ち去られた積穀款の返還を孫伝芳から省财政厅に命令させることを請求する。□一〇月、省立第二師範学校と款産処所有の夢花楼、劉公・愍忠二祠の管轄権を巡って交渉する。□十一月、各市郷董を集め、省長、省财政厅長に冬漕前借りの免除を請う。黄炎培等を推して陳情する。□滬南救火会南區主任に就任する。

民国一六年（一九二七）六七歳。

□六月、清丈局は上海市土地局に接収される。□九月、県知事に上申して款産処が管理する県積穀款の現況を訴える。□一〇月、各市郷董佐を代表して、上海市長に上申し、上海・閘北二区のみを市の管轄区域とすることを請う。□上海遊民習勤所の創設に参加する。

民国一七年（一九二八）六八歳。

□一月、省令により上海滬南房租が款産処の保管に委ねられるが、県知事が従わなかったため、省、県に上申する。□八月、県下の八郷を代表して県政府に上申し、正税の徴収方法を現状に対応させることを請う。□款産処主任に改任される（同年七月一日辞職）。

民国一八年（一九二九）六九歳。

□四月、県長に招聘され款産処主任となる。□八月、公立

上海医院董事会主席となる。□九月、上海遊民習芸所董事長に就任する。□一二月、上海慈善团常务董事、同仁堂・輔元堂主任、普益習芸所主任に就任する。

民国一九年（一九三〇）七〇歳。

□三月、上海市衛生局の定めた上海医院董事会規則に対し、上海市長に上申してその誤りを正す。□三林初級商科職業中学を創設する。□款産処主任を辞すが、また再任する。□『享帚録』を刊行する。

民国二〇年（一九三一）七一歳。

□積善寺田五一畝等を借入れ三林農場を設立する。□款産処主任を辞す。□清丈経費を正しく清算することを県長に厳しく求める。□県長の省政府に対する地価の値上げの請願に対し、地方人士と連合して反対する。

民国二一年（一九三二）七十二歳。

□上海慈善团常务董事に専任し、同仁堂・輔元堂主任を兼任する。□官が民間の積穀倉の房地產を入札して販売することに反対する。□浦東同郷会を代表し、正税の値上げに反対する上申を行政院に行う。

民国二三年（一九三四）七四歳。

□上海市政府に上申して、土地執業証を各区が別々に発行することを請う。□地方公団を連合して市政府に請願し、



市衛生局の上海医院強制接収に反対する。

民国二四年(一九三五)七五歳。

□鈕永健前江蘇省主席に上書して県水巡の実施延期理由を説明する。□『民国上海県志』総閲となる。

民国二五年(一九三六)七六歳。

□地方人士を連合して、清丈登記証の費用を土地税に附加

## 註

(1) 岸本美緒「明清時代の郷紳」『シリーズ世界史への問』第七卷、岩波書店、一九九〇年、所収。同「明清期の社会組織と社会変容」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、一九九二年、所収。アメリカにおけるエリート研究は Joseph W. Eschrick and Mary Backus Rankin, eds., *Chinese Local Elites and Patrons of Dominance*, University of California Press, 1990. を総括する。Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942*, Stanford University Press, 1988. は国家建設の過程で在地社会で発生した政治変動について刺激的な論を展開している。また本稿との関係では、Keith Schoppa, *Chinese Elites and Political Change: Zhejiang Pro-*

して支払うことを申請する。□浦東同郷会を代表し、省財政庁に県の地価を再設定する請願を行う。

民国二八年(一九三九)七九歳。

□上海残疾院董事会董事長となる。

民国二九年(一九四〇)八〇歳。

□三月一六日、病逝。

*vince in the Early Twentieth Century*, Harvard University Press, 1982. & Mary Backus Rankin, *Elites Activism and Political Transformation in China: Zhejiang Province, 1865-1911*, Stanford University Press, 1986. が参考になる。

(2) 例えば、浜口允子「清末直隸における諮議局と県議會」辛亥革命研究会編『菊池貴晴先生追悼論集中国近現代史論集』汲古書院、一九八五年、所収。貴志俊彦『北洋新政』体制下における地方自治制の形成——天津県における各級議會の成立とその背景——「横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』淡水社、一九九二年、所収、が代表的な論考である。

(3) 実証論文として、藤谷浩悦「一九二〇年の長沙米騒動と郷紳——中央と地方の対抗をめぐって——」『社会文化

史学』三一号、一九九三年、田中比呂志「清末民初における地方政治構造とその変化——江蘇省寶山県における地方エリートへの活動——」『史学雑誌』一〇四編三号、一九九五年、深町英夫「民国初年の広東における中国同盟会と国民党——政党組織・地域社会・政治参加——」『歴史学研究』六七〇号、一九九五年、吉沢誠一郎「電車と公憤——辛亥革命前夜天津の市内交通をめぐる政治——」『史学雑誌』一〇五編二号、一九九六年等の諸論考がある。山田辰雄「今こそ民国史観を」『近き』にありて、一七号、一九九〇年、では民国史の立場から同様の問題提起を行っている。

(4) 秦錫田の経歴については秦之濟編『秦硯畦先生年譜簡録』二卷、一九六一年孔令毅摘鈔本、をもとに作成した表三『秦錫田略年譜』を参照。以後、秦錫田の経歴は特に注記しない限りこれによる。なお、中央において活躍した弟秦錫圭（一八六四—一九二四）の存在が秦氏の名望に与えた影響については重要だが本稿では言及しない。秦錫圭は進士及第後、翰林院庶吉士を経て山西省寿陽県知事に就任した。一九二三年、第一回国会参議院議員に選出された。一七年、張勳の国会解散に際しては広東に赴き非常会議に出席している。秦之濟編『上海陳行秦氏支譜』（上海県陳行公社編志組一九八三年刊）卷二、介侯公伝附墓誌、参照。

清末・民国初期における一在地有力者と地方政治 佐藤

(5) 秦錫田『享帚録』八卷、一九三〇年刊、秦錫田『享帚統録』三卷、一九四一年刊（以上、復旦大学図書館古籍特蔵室所蔵）、沈頌平編『陳行郷土志』一冊、一九二二年刊（上海図書館所蔵）、前掲『上海陳行秦氏支譜』四卷、上海県陳行公社編志組編『梓郷雜録』一冊、一九八三年刊、前掲『秦硯畦先生年譜簡録』（以上、個人蔵）。

(6) 稲田清一「清末江南の鎮董について——松江・太倉州を中心として——」森正夫編『江南デルタ市鎮研究——歴史学と地理学からの接近——』名古屋大学出版会、一九九二年、所収。陳行秦氏の有力者に関しては『上海県統志』卷一三、人物、秦惟梅、および『上海陳行秦氏支譜』卷一、伝誌門、清邑庠生選訓導椒西公伝、参照。

(7) 稲田氏は鎮董制の実態を示すものとして秦栄光の言説を取り上げ、鎮董制が城鎮郷レベルでの地方自治への架橋的存在であることを指摘した。稲田清一「一九世紀、江南の地域社会と鎮董」明清史夏合宿の会報告レジメ、一九九六年、参照。

(8) 地方有力者層の在地における活動については、紙幅の關係で多くを論じられない。初等小学校における郷土教育の教科書である前掲『陳行郷土志』を用いて改めて論じる予定である。

- (9) 『享帚統録』卷二、雲翹胡君家伝。  
 (10) 『享帚録』卷二、趙和恪先生伝。  
 (11) 『享帚録』卷一、湯蘊齋商董六十寿序。  
 (12) 『上海市上海県志』第一編、建置、(六) 集鎮・新村、一三五—一三六頁。  
 (13) 周希濂(?—一九〇九) は楊思固練局董を務め、また秦栄光の三林書院(後の三林学堂)の創設に携わった。周希濂については『享帚録』卷二、清故候選千総武舉人周府君家伝、参照。  
 (14) 『享帚録』卷一、湯蘊齋商董六十寿序。  
 (15) 『享帚録』卷二、清故上舍生外舅南陔沈府君墓誌銘。  
 (16) 顧炳権『再論黄炎培与浦東学派』黄炎培學術思想討論会提出論文、一九九六年。顧氏によれば「浦東学派」は、南匯県の進士張文虎、秦栄光、さらには中華職業教育社や中国民主建国会の活動で著名な黄炎培の順に継承されていたという。顧氏には「浦東学派」を詳しく論じた『黄炎培与浦東学派』(稿本)がある。  
 (17) 『秦硯畦先生年譜簡録』上、同治二三年、甲戌、一四歳、の条。  
 (18) 陳行秦氏は浦東地区全域に人脈を持っていたが、代表的なものは黄炎培や奉賢県選出の諮議局議員朱家駒との姻

戚関係であった。また彼らは浦東同郷会の重要な構成員でもあった。顧前掲論文、附表一、『享帚統録』卷一、奉賢朱遯叟先生八十寿序、参照。

- (19) 王樹槐『中国現代化的区域研究(江蘇省)』一八六〇—一九一六(中央研究院近代史研究所專刊四八)、台北、中央研究院近代史研究所、一九八四年、一七四—一八〇頁、一九八一—二〇五頁、参照。  
 (20) 『嘉定県統志』卷六、自治志。一九〇九年の江蘇省議会の選挙権保有者は〇・六パーセントであり、江蘇省議会議では一二年に五・五三パーセントに増加された。王前掲書、一七四—一九七頁、参照。

- (21) 『陳行郷土志』第二二課、戸口。  
 (22) これらの行政では三林陳行楊思三郷は連合区として扱われた。民国『上海県志』卷二、政治上、官治、司法官、および卷一三、防衛、警察、『陳行郷土志』第二課、沿革、参照。

- (23) 『陳行郷土志』第二九課、教育三、国民学校。  
 (24) 阿部洋『中国近代学校史研究——清末における近代学校制度の成立過程——』福村出版社、一九九三年、一六一—二二三頁。

- (25) 『享帚統録』卷二、雲翹胡君家伝。

- (26) 『梓郷雜録』度民橋工程記。
- (27) 『享帚録』卷二、趙和恪先生伝。
- (28) 王前掲書、一七四―二二五頁、および貴志前掲論文。
- (29) 江蘇諮議局の督撫との衝突については、王前掲書、一八〇―一八八頁、参照。
- (30) 服部宇之吉『支那研究』明治出版社、一九一六年、一一二―一七頁。
- (31) 『申報』一九〇九年一〇月一七日、蘇撫瑞中丞議案。なお『上海県統志』卷七、田賦下、雜稅、宣統元年十月常會議決巡撫瑞激交議整頓契稅方法案、に詳細が収録されている。
- (32) 『享帚録』卷三、整頓契稅宜先禁止浮收議案。
- (33) 『享帚録』卷三、整頓契稅宜先禁止浮收議案。
- (34) 『上海県統志』卷三〇、雜記三、遺事。
- (35) 『申報』一九〇九年一〇月二〇日、江蘇諮議局張制軍提出議案、同、一九〇九年一〇月一四日、蘇撫瑞中丞議案。
- (36) 『上海県統志』卷六、田賦上。同治年間の賦稅改革については白井佐知子『同治四（一八六五）年、江蘇省における賦稅改革』『東洋史研究』四五卷二号、一九八六年、参照。
- (37) 『享帚録』卷三、呈藩司請法定權徑札自治公所。
- (38) 『上海市奉賢県志』卷二九、人物志、『享帚統録』卷一、奉賢朱遜叟先生八十寿序、参照。
- (39) 『享帚録』卷三、清查荒地宜通查全境議案。
- (40) 宝山県の状況については、田中前掲論文参照。また嘉定県でも同様の問題が清末まで残存した。『嘉定県統志』卷三、賦役志、役法概要、および『上海市嘉定県志』卷三五、伝略、楊衛玉、参照。
- (41) 『上海地価和物価』上海通社編『上海研究資料』上海、上海書店、一九八四年、三〇四―三〇五頁。
- (42) 『上海県統志』卷七、田賦下。
- (43) 以上、『享帚録』卷三、上海宝山紳士呈督撫院請撤上海灘地升科局。
- (44) 『會丈局小史』前掲『上海研究資料』、五六―七五頁。
- (45) 以上、『享帚録』卷三、上海宝山紳士呈督撫院請撤上海灘地升科局。「久記」の營業内容や経営者については明らかに出来なかった。また、「奚朗」も偽単を購入したアメリカの大商人ということが史料からわかるのみである。
- (46) 『享帚録』卷二、清故候選千総武舉人周府君家伝。
- (47) 上海道台については『上海道台考略』上海通社編『上海研究資料統集』上海、上海書店、一九八四年、六一―七一頁、参照。また『秦硯畦先生年譜簡録』上、宣統元年、

己酉、四九歳、の条には、上海道台蔡乃煌の不正について「上海滬海道蔡乃煌販地於外人、蝕侵学産（姚子讓先生為勸学所総董）。先生挙發其事、由同郷京官彈劾」という記載がある。

(48) 『上海県統志』巻七、田賦下。

(49) 『亨帝録』巻三、上海宝山紳士呈督撫院請撤上海灘地升科局。

(50) 『亨帝録』巻三、清查荒地宜通查全境議案。

(51) 『亨帝録』巻三、清丈籌備処駁清理官産処干渉清丈呈県文。

(52) 田中前掲論文、参照。

(53) 姚文枬は清末の地方自治制導入に際しては、学務公会会長、勸学所総董兼県視学、上海城廂内外総工務局議事会議長、江蘇諮議局議員を歴任した有力者であった。一九一三年には国会衆議院議員に選出されている。民国期にも上海市経董、地方款産処総董、上海県参事会参事員、清丈局総董を歴任するなど上海県の事業に尽力した。『亨帝統録』巻二、上海姚子讓君墓誌銘、参照。

(54) 『亨帝録』巻一、姚子讓先生七十寿序。

(55) 『亨帝録』巻三、提議忙漕征收費不応附徵案。県・市郷の地方税の分配比率については、民国『上海県志』巻一、

田賦、同、巻三、財用三、捐税、参照。

(56) 『亨帝録』巻三、提議剔除除契積弊案、および提議忙漕征收費不応附徵案。

(57) 『亨帝録』巻三、提議忙漕征收費不応附徵案。

(58) 『亨帝録』巻三、地方款産經理処呈省长財政廳長文。

(59) 民国『上海県志』巻三、款産。

(60) 民国『上海県志』巻二、政治下、民治、(五) 公款公産管理処。

(61) 歴代役員名と任期は民国『上海県志』巻二、政治下、民治、(五) 公款公産管理処、参照。

(62) 積穀款に関しては、『亨帝録』巻三、十九市郷董佐致縣知事節略、款産処総副董暨十九市郷董佐呈縣知事文、参照。県有地の管理・貸貸や土地紛争に関しては、『亨帝録』巻三、款産処呈省长文、地方款産管理処呈省长文、を参照。

(63) 県附加税のうち七〇パーセントは教育費に充てられたが、県や市郷の教育費の受領・交付業務は勸学所（後に教育局に改組）によって行われた。『亨帝録』巻八、七十自述、参照。

(64) 『亨帝録』巻三、地方款産經理処呈省长財政廳長文、教育局地方款産經理処会呈滬海道道尹文、縣款産処呈県長節略、参照。

(65) 款産処の戸籍簿作成の経費や実施については、『享帝録』巻三、各郷経董呈省長暨財政廳縣知事文、縣款産処致十九市郷聯合会函、参照。

(66) 『享帝録』巻三、十九市郷呈省長財政廳長文(民国一五年一月)、市郷行政聯合会上省長財政廳長節略、十九市郷呈省長財政廳長(民国一五年二月)文。

(67) 『享帝録』巻八、七十自述。

(68) 『享帝録』巻三、款産処呈県長節略。

(69) かかる不正行為は房捐などの税にも及んだ。『享帝録』巻三、上海縣地方款産管理処呈江蘇民政廳長文。

(70) 『享帝録』巻三、教育局地方款産經理処会呈滬海道道尹文。

(71) 『享帝録』巻三、地方款産經理処呈省長財政庁長文。

(72) 『享帝録』巻八、七十自述。

(73) 『享帝録』巻八、七十自述。

(74) 以上、『享帝録』巻三、地方款産管理処呈財政部暨督軍省長文。

(75) 森田明「清末民初の江南デルタ水利と帝国主義支配」

同『清代水利社会史の研究』国書刊行会、一九九〇年、所収、同「民国初期における上海浚浦局の改組問題」『人文研究』(大阪市立大学文学部)四三卷、一九九一年。秦錫

田の浚浦局改組論については、『享帝録』巻三、改浚浦局為港務局之浅見、参照。

(76) 民国『上海県志』巻二、政治下、民治、(四)清丈局。

(77) 『享帝録』巻三、地方款産管理処呈財政部暨督軍省長文。

(78) 『享帝録』巻三、清丈籌備処駁清理官産処干涉清丈呈県文、清丈籌備処呈江蘇省長文。

(79) 『享帝録』巻三、清丈籌備処呈江蘇省長文。

(80) 以上、民国『上海県志』巻二、政治下、民治、(四)清丈局。

(81) 『享帝統録』巻二、上海姚子讓君墓誌銘。

(82) このような発想によって郷土教育を行う必要性が『陳行郷土志』孔祥百序、で明快に述べられている。

【付記】本稿で使用した個人蔵の《郷土史料》とは上海市浦東新区史志征集編纂室副編番の顧炳権氏と陳行泰氏の末裔で復旦大学図書館長の秦曾復氏の両氏に閲覧・複写させていただいたものである。両氏にはここに記して謝意を表したい。